

平成25年度以降の

長野県森林づくり県民税（案）

平成24年8月



はじめに

森林は、土砂災害や洪水を防止し、水や空気を育み、地球温暖化防止に貢献するなど多面的な機能を有する「緑の社会資本」であり、すべての県民がその恩恵を享受しています。

しかし、適切な手入れが行われずに森林が荒廃し、県民の安全・安心な生活環境への影響が懸念され、地球規模の環境保全への貢献にも支障をきたす状況にあることから、県民の皆様のご理解とご協力のもと、平成 20 年度から「長野県森林づくり県民税」（以下、「森林税」という。）が導入されました。

導入から課税期間の最終年度となる本年度までの 5 年間に、手入れの遅れている里山での間伐の推進を中心とした森林づくりを集中的に進め、およそ 22,500ha の里山の間伐、間伐の実施に必要な森林の集約化・人材育成の推進、市町村による地域の実情に応じたきめ細かな森林づくりの支援、県民や企業の皆様の森林づくりへの参加や木材利用の促進等が進み、着実にその成果を挙げてまいりました。

また、昨年度に実施したアンケート調査では、半数を超える回答者の方に「森林税を活用した様々な取組などを通して森林への関心が高まった」との回答をいただきました。

一方で、これまでの森林税の成果については、「みんなで支える森林づくり県民会議」（以下、「県民会議」という。）、「みんなで支える森林づくり地域会議」（以下、「地域会議」という。）、「長野県地方税制研究会」（以下、「税制研究会」という。）等の第三者機関により検証が進められ、県民、企業、市町村及び市町村議会の皆様にもアンケート調査を通してご意見をいただいたところです。

その中では、現行の森林税における課題、今後新たに取り組むべき課題として、県内には未だ手入れの必要な里山が多く存在するため継続的な間伐の取組を進める必要があること、林業の活性化という視点から、間伐の推進のみならず、間伐材の搬出と利活用の促進、地域の森林づくりを主導する人材の育成等を一体的に進め、各地域の特色を活かした持続可能な森林づくりの仕組みを構築する必要があること、県民共通の財産である水源林の保全対策等について対応を求められたところです。

これらの課題に対応することは、平成 22 年 11 月に改正した「長野県森林づくり指針」の基本目標「森林を活かし 森林に生かされる 私たちの豊かな暮らし」の目指す方向性にまさに合致するものであり、県としても従来 of 取組に新たな視点を取り入れて施策を展開することが重要であると認識しているところです。

このため、引き続き広く県民の皆様のご理解とご協力をいただきながら里山を中心とする森林づくりを進め、森林の多面的機能を持続的に発揮させつつ林業の振興を図り、健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、平成 25 年度以降も森林税を継続し、森林の恩恵を受けている県民全体で森林づくりを支えていくことを提案いたします。

目次

はじめに

| | | |
|------------|--|-----------|
| I | 現行の森林税の取組状況 | 1 |
| 1 | 森林税導入の背景 | 1 |
| 2 | 現行の森林税の仕組み | 3 |
| 3 | 現行の森林税の実績と成果 | 4 |
| II | 現行の森林税の検証と今後のあり方の検討 | 8 |
| 1 | 県民会議・地域会議における検討 | 8 |
| 2 | 税制研究会における検討 | 10 |
| 3 | 森林税アンケート調査結果 | 11 |
| III | 現行の森林税導入後の状況の変化 | 13 |
| 1 | 森林・林業の状況 | 13 |
| 2 | 本県の森林・林業施策の状況 | 15 |
| 3 | 本県の財政の状況 | 17 |
| IV | 平成25年度以降の長野県森林づくり県民税(案) | 18 |
| 1 | 森林税継続の必要性 | 18 |
| 2 | 平成25年度以降の森林税(案) | 19 |
| | [参考] 平成25年度以降の森林税の仕組み | 25 |

I 現行の森林税の取組状況

1 森林税導入の背景

(1) 森林の多面的機能の役割

本県は、県土の約 8 割を森林が占める全国有数の森林県です。

森林には、県土の保全や水源の涵養など県民の暮らしを広く支える働きをはじめ、保健休養の場の提供、多種多様な生き物の生息・生育する場として自然環境を守る機能、木材をはじめとする林産物の供給機能、さらには地球温暖化の防止等地球規模での環境を保全する機能など多様な役割があります。

このような働きは、「森林の多面的機能」といわれ、これらの機能に対する評価額は、長野県全体で年間 3 兆 681 億円となり、県民 1 人あたりの恩恵額として計算すると、年間で約 140 万円、1 日あたりで 3,800 円となります。

また、森林から生産される木材は、二酸化炭素（以下、「CO₂」という。）を炭素として固定し、さらには再生産可能な資源であることから、森林を育成し木材を利用することは地球温暖化の防止や循環型社会の構築に寄与するものです。

このように、安全で快適な県民生活を実現する上で、森林はかけがえのない、まさに「緑の社会資本」といえます。

平成 19 年度に行った県政世論調査では、「自然災害を防ぐ土砂の流出防止」や「水源のかん養」といった森林の機能に県民から多くの期待が寄せられました。

さらに、CO₂ を吸収・固定し、地球温暖化防止に寄与する森林の役割への期待も高まっています。

(2) 本県の森林の危機的状況

現行の森林税導入時には、民有林の人工林約 33 万 ha のうち、約 9 割が間伐[※]が必要な森林で、その多くが 36 年生から 50 年生に集中していたことから、今後約 10 年間のうちに確実に間伐を実行する必要がある、先送りのできない時期を迎えていました。

しかし、木材価格が長期にわたり低迷する一方で、造林・保育・伐採等に要する経費が増大していることから林業の採算性が悪化しており、林業従事者も減少傾向にありました。

また、薪・木炭などのエネルギー利用の減少等により、森林と人との多様な結びつきが途切れ、森林所有者の森林への関心が低下したこと等により、適切な森林整備が行われずに放置された森林が増加するなど、安全・安心な県民の生活環境への影響が懸念されるとともに、地球規模の環境保全への貢献にも支障をきたす状況でした。

平成 19 年度に行った県政世論調査では、県内の森林の現状について、約 4 分の 3 の県民が、県内の森林が荒廃、または一部荒廃していると感じていることが分かりました。

※【間伐】(かんばつ) 育成段階にある森林において、樹高成長が少なくなる 60 年生までの間に、樹木の混み具合に応じて、育成する樹木の一部を伐採(間引き)し、残した樹木の成長を促進する作業のこと。この作業により生産された丸太を「間伐材」といいます。一般には、主伐までの間に育成目的に応じて、数回実施することが必要です。間伐をしないと、下枝が枯れ上がり、光合成も十分にできないことから、幹が太くならず根も十分に張ることができないため、森林の持つ様々な機能が果たされなくなってしまいます。

(3) 森林づくりの方向性と財源確保の必要性

本県では、社会全体の共通の財産である森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいこうと、県民が主体的に森林づくりに参加するための基本理念や基本方針、新たな仕組みを定める「長野県ふるさとの森林づくり条例」（以下、「条例」という。）を平成 16 年 10 月に制定しました。

また、本条例に基づき、100 年先の本県の森林のあるべき姿と、その森林の姿を実現するために、県民と県が取り組むべき長期の森林づくりの展開方向と、概ね 10 年間の施策の展開方法を定めた「森林づくり指針」（以下、「指針」という。）を平成 17 年 6 月に策定しました。

さらに、喫緊の課題である間伐の計画的な実行確保を図るため、指針の策定と同時に「信州の森林（もり）づくりアクションプラン」（平成 23 年 7 月に新たなアクションプランが策定されたため、以下、「旧アクションプラン」という。）を策定し、平成 27 年度までに長野県の民有林における間伐が必要な森林 251,400ha を全て手入れすることにしました。

一方で、本県の財政状況は、歳入面では景気の回復により県税収入が増加傾向にあったものの、本格的な回復には至っておらず、また、地方交付税も毎年度削減されていることから、一般財源の確保が厳しい状況が続いていました。

また、歳出面では公債費や人件費などの義務費の割合が高い硬直的な財政構造が今後も続くと思われており、このような財政状況を踏まえ、県では「長野県行財政改革プラン」を平成 19 年 3 月に策定し、財政構造改革等に取り組むこととしました。

森林整備事業については、健全な森林づくりを着実に推進していくため、厳しい財政状況の中にあっても、それまで予算を重点的に配分してきましたが、今後とも計画的に森林づくりを進めていくためには、効率的な事業の実施や国庫補助金の確保はもとより、県民の理解と協力のもと、新たな財源を早急に確保する必要がありました。

(4) 森林税の導入

以上のような背景を踏まえ、県が平成 19 年 5 月に設置した「長野県森林づくりの費用負担を考える懇話会」において、森林づくりのための新たな取組とその費用負担のあり方について検討が進められ、パブリックコメントや県内各地で開催した県民集会等で寄せられたご意見を踏まえながら、同年 11 月に「県民の理解と協力による森林づくり」を理念とした提言がなされました。

この提言を踏まえ、長年にわたって人々が育ててきた森林を今こそ健全な姿にして、次の世代に引き継いでいくため、森林の恩恵を受けている県民全体で森林づくりを支えていくための新たな仕組みとして、同年 11 月に県民税均等割の超過課税方式による「長野県森林づくり県民税」の案が公表され、同年 12 月県議会において、「長野県森林づくり県民税条例」が可決されました。

そして、平成 20 年 4 月から条例が施行され、県内各地において森林税を活用した森林づくりの取組がスタートしました。

現行の森林税導入時の検討経過、条例、指針、旧アクションプランの詳細は、下記ホームページからご覧ください。
<http://www.pref.nagano.lg.jp/rinmu/rinsei/01kikaku/minna/shinrinzei/kentou-keika.htm>
(長野県ホームページ⇒組織でさがす⇒森林政策課⇒長野県森林づくり県民税⇒検討経過)

2 現行の森林税の仕組み

| 名称 | 長野県森林づくり県民税（森林税） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|--|-------------------------------|----------|--------|-------------|--------------|----------|-------------|-------------------------------|---|---------|----------|---------------|---------|-----------|----------------|----------|-----------|--------|----------|-----------|
| 目的 | <p>森林は、土砂災害や洪水を防止し、水や空気を育み、地球温暖化防止に貢献するなど多面的な機能を有する「緑の社会資本」であり、すべての県民がその恩恵を享受しています。</p> <p>しかし、現在、適切な手入れが行われずに森林が荒廃し、県民の安全・安心な生活環境への影響が懸念され、地球規模の環境保全への貢献にも支障をきたす状況にあります。</p> <p>そこで、森林の多面的な機能を持続的に発揮させ、健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、広く県民の理解と協力を得ながら、間伐等の森林づくりを集中的に実施します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 用途 | <p>○旧アクションプランに基づく達成目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現状(H19年度)</th> <th>目標(H20～24年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>間伐面積</td> <td>18,000 ha/年</td> <td>113,400 ha/5年間（22,680 ha/年平均）</td> </tr> </tbody> </table> <p>○長野県森林づくり県民税活用事業（案）【計 約 6.8 億円】</p> <p>①手入れの遅れている里山での間伐の推進【約 5.2 億円】 里山を中心とした森林での間伐等の実行、地域主体による森林づくりの条件整備、間伐等の森林づくりを担う人材育成を支援します。</p> <p>②地域固有の課題に対応した森林づくりの推進【約 1.4 億円】 地域の実情や地域住民からのニーズに対応し、市町村の創意工夫による森林づくり関連施策を支援します。</p> <p>③県民や企業の森林づくりへの参加等の促進【約 0.2 億円】 健全な森林づくりや県産材の利活用等に対する県民への普及啓発、県民参加による県民会議等の開催により地域ニーズの集約や事業実施後の成果の検証等を実施します。</p> | | | 区分 | 現状(H19年度) | 目標(H20～24年度) | 間伐面積 | 18,000 ha/年 | 113,400 ha/5年間（22,680 ha/年平均） | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 現状(H19年度) | 目標(H20～24年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 間伐面積 | 18,000 ha/年 | 113,400 ha/5年間（22,680 ha/年平均） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 課税方式 | 個人県民税及び法人県民税の均等割の超過（上乘せ）課税方式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 納税義務者 | <p>（個人）県内に住所、家屋敷または事務所等を有する個人 約 110 万人 （法人）県内に事務所等を有する法人 約 5 万 5 千法人</p> <p>※ 個人の納税義務者は県民全員ではなく、県民税均等割を納めている方（県民の約半数）が対象であり、次のア、イ、ウのいずれかに該当し非課税となる方や、税法上の控除対象配偶者・扶養親族になっている方で次のウに該当する方には課税されません。</p> <p>ア 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 イ 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が 125 万円以下の方 ウ 前年の合計所得金額が、市町村の条例で定める金額以下の方</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 超過税額 | <p>（個人）年額：500 円 （法人）年額：現行の均等割額の 5%相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人の超過税額（5%）</th> <th>法人の現行の均等割額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 千万円以下</td> <td>1,000 円</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 千万円超～1 億円以下</td> <td>2,500 円</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 億円超～10 億円以下</td> <td>6,500 円</td> <td>130,000 円</td> </tr> <tr> <td>10 億円超～50 億円以下</td> <td>27,000 円</td> <td>540,000 円</td> </tr> <tr> <td>50 億円超</td> <td>40,000 円</td> <td>800,000 円</td> </tr> </tbody> </table> | | | 資本金等の額 | 法人の超過税額（5%） | 法人の現行の均等割額 | 1 千万円以下 | 1,000 円 | 20,000 円 | 1 千万円超～1 億円以下 | 2,500 円 | 50,000 円 | 1 億円超～10 億円以下 | 6,500 円 | 130,000 円 | 10 億円超～50 億円以下 | 27,000 円 | 540,000 円 | 50 億円超 | 40,000 円 | 800,000 円 |
| 資本金等の額 | 法人の超過税額（5%） | 法人の現行の均等割額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 千万円以下 | 1,000 円 | 20,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 千万円超～1 億円以下 | 2,500 円 | 50,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 億円超～10 億円以下 | 6,500 円 | 130,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 億円超～50 億円以下 | 27,000 円 | 540,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 50 億円超 | 40,000 円 | 800,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税収規模 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>個人</th> <th>法人</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間 (平年度)</td> <td>約 5.4 億円</td> <td>約 1.4 億円</td> <td>約 6.8 億円</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 個人 | 法人 | 計 | 年間 (平年度) | 約 5.4 億円 | 約 1.4 億円 | 約 6.8 億円 | <p>※平成 18 年度の納税義務者数を基準に試算。導入初年度は、約 4 億 8 千万円の見込み。</p> | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 個人 | 法人 | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年間 (平年度) | 約 5.4 億円 | 約 1.4 億円 | 約 6.8 億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施期間 | <p>平成 20 年 4 月 1 日から 5 年間 （個人）平成 20 年度分から平成 24 年度分まで （法人）平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日の間に開始する各事業年度分</p> <p>※ 税導入の効果等を総合的に検証し、5 年後に見直しを実施</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 管理方法等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 用途を明確にするため、『長野県森林づくり県民税基金』を設置して税収を管理し、事業の内容等について公表するとともに、事業実施後の成果の検証等を行うため、県民の代表等による第三者機関を設置します。 ・ 法人・個人を問わず、広く県内外から寄附を受け入れます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

3 現行の森林税の実績と成果

(1) 森林税の税収額と執行額

平成 20 年度から平成 23 年度までの 4 年間で約 25 億 1 千万円の税収があり、そのうち約 24 億 7 千万円が事業に活用されました（図 1）。

平成 23 年度までの主な使途別の執行額については、「手入れの遅れた里山での間伐の推進」が最も多く 77%、「地域固有の課題に対応した森林づくりの推進」が 20%、「県民や企業の森林づくりへの参加等の促進」が 3%となっています。

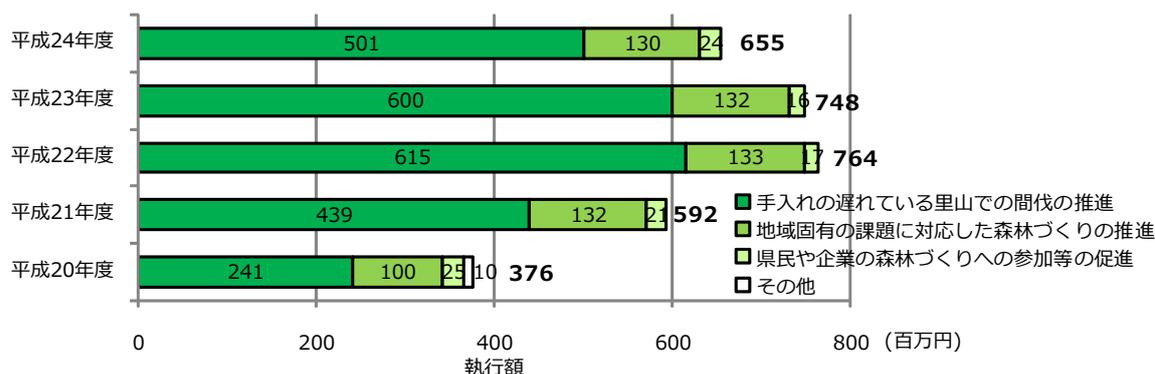


図 1 森林税の執行額（平成 24 年度は当初予算額）

(2) 森林税を活用した事業の実績と成果

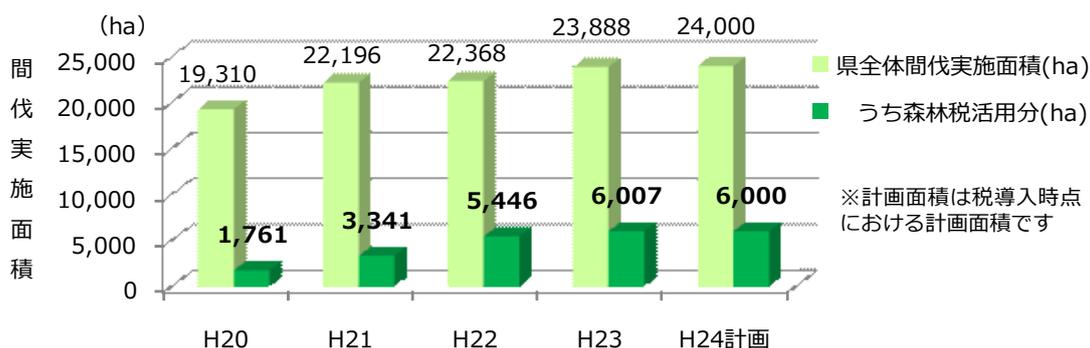
ア 手入れの遅れた里山での間伐の推進

- 平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間に於ける県全体の間伐目標 113,400ha に対して、ほぼ目標どおりの約 111,700ha の間伐が実施される見込みです。

このうち、これまで整備が進めにくかった小規模・分散的な里山において、森林税を活用した 5 年間の間伐計画面積 23,400ha[※]に対し約 22,500ha が実施される見込みであり、地域で協力して進める長野県らしい森林づくりが進んだことで、県全体の間伐目標の達成に大きく貢献しました。

また、間伐により、水源の涵養、土砂災害防止、地球温暖化防止等の森林の多面的機能が維持・向上し、県民生活の安全・安心に寄与しました。

| 項目 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24計画 | 実績見込み |
|---------------|---------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 県全体間伐実施面積(ha) | 19,310 | 22,196 | 22,368 | 23,888 | 24,000 | 111,762 |
| うち森林税活用分(ha) | 1,761 | 3,341 | 5,446 | 6,007 | 6,000 | 22,555 |
| 事業実施市町村数 | 68 | 72 | 75 | 74 | - | - |
| 執行額(千円) | 404,269 | 831,344 | 1,218,043 | 1,241,344 | 990,710 | 4,685,710 |
| (うち森林税) | 198,063 | 396,233 | 556,560 | 572,716 | 483,873 | 2,207,445 |



※計画面積は税導入時点における計画面積です

- 間伐を進めるために必要な、森林整備計画の策定、森林境界の確認、森林所有者の同意を取りまとめる等の「森林の集約化」について、既存の事業では対応できない小規模・分散的な里山における取組が進み、約 15,000 人の森林所有者が所有する里山約 11,000ha の集約化が完了する見込みであり、手入れの遅れた里山における間伐の推進に寄与しました。

また、集約化の事業実施主体の約 6 割が地域住民中心の「自治体組織」であり、里山の間伐や集約化を通して、地域住民自らが主体的に森林づくりに関わろうという気運が高まっています。

| 項目 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24計画 | 実績見込み |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 集約化実施面積(ha) | 2,500 | 2,500 | 3,500 | 1,600 | 1,000 | 11,100 |
| 関係森林所有者(人) | 3,056 | 3,634 | 5,013 | 2,506 | 1,500 | 15,709 |
| 事業実施主体数 | 51 | 53 | 64 | 48 | 35 | 251 |
| うち自治会等 | 28 | 34 | 43 | 26 | 19 | 150 |
| 執行額(千円) | 37,500 | 37,500 | 52,500 | 24,000 | 15,000 | 166,500 |

- 森林税を活用した間伐の中核的な担い手として、それぞれの里山に最適な森林整備計画を立案し、作業路網や高性能林業機械を組み合わせ、効率的な間伐を行う「高度間伐技術者集団」の育成を支援し、事業体の技術が向上し、意識改革が進むなど、目標とする高度間伐技術者の育成に一定の成果が得られ、効率的かつ効果的な間伐の実施に寄与しました。

| 項目 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24計画 | 実績見込み |
|----------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|
| 事業実施事業体数 | 14 | 16(1) | 21(12) | 10(3) | 7(7) | 68(23) |
| 執行額(千円) | 5,528 | 5,700 | 6,000 | 3,000 | 1,850 | 22,078 |

※事業体数の括弧書きは当該年度で事業完了した事業体数

イ 地域固有の課題に対応した森林づくりの推進

- 地域の実情や住民ニーズを熟知する市町村による、独自性と創意工夫によるきめ細かな森林づくりについて約 730 の取組を支援し、市町村の森林づくりへの気運が高まりました。

市町村独自の森林整備への嵩上げ補助、森林づくりを通じた野生鳥獣被害対策、松くい虫等の森林病虫害対策などの森林づくりに関連する取組が全体の約 7 割を占め、これらの取組により、様々な地域の課題が解決し、県の森林・林業施策に基づく森林づくりが計画的に進みました。

| 項目 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24計画 | 実績見込み | |
|---------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 事業数 | 148 | 156 | 139 | 142 | 150 | 735 | |
| 内 訳 | 森林整備 | 103 | 109 | 95 | 98 | 100 | 505(69%) |
| | 木材利用 | 21 | 26 | 27 | 23 | 25 | 122(17%) |
| | 県民参加 | 15 | 21 | 17 | 21 | 25 | 99(13%) |
| | 特認事業 | 9 | — | — | — | — | 9(1%) |
| 執行額(千円) | 99,991 | 130,000 | 130,000 | 130,000 | 130,000 | 619,991 | |

- 地域の課題である間伐材利用を進めるため、地域の関係者が協力して取り組む間伐材利用のための仕組みづくりを支援し、各地域において計画的で確実な間伐材の供給・利用が図られました。

間伐と一体的に進めるべき木材利用という観点について、間伐材の地産地消の取組が進んだことは、県産材利用の礎となりつつあります。

| 項目 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24計画 | 実績見込み |
|---------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 協定締結数 | — | 4 | 5 | 4 | — | 13 |
| 執行額(千円) | — | 2,000 | 2,500 | 2,000 | — | 6,500 |

※事業実施年度：H21～H23

ウ 県民や企業の森林づくりへの参加等の促進

- 県民等の皆様に対し、リーフレット、テレビ・ラジオ、イベント等の様々な方法により、森林税の仕組みや事業内容をお知らせする広報・普及啓発活動を実施しました。

アンケート調査では、「森林税を活用した様々な取組などを通して森林への関心が高まった」と回答する方が約半数を占めるなど、着実に広報活動の成果が表れているといえます。

また、県民の代表等の方々と構成される第三者機関である県民会議、地域会議を約 160 回開催して森林税の使途や事業成果が検証され、事業の透明性が確保されるとともに、県民ニーズの把握や効率的かつ効果的な森林税活用事業の推進が図られました。

| 項目 | | H20 | H21 | H22 | H23 | H24計画 | 実績見込み |
|--------------|---------|-----------|-------|--------|----------|----------|-----------|
| 広報 | 印刷物(部) | 2,060,000 | 6,000 | 28,000 | 25,000 | 22,000 | 2,141,000 |
| 普及 | テレビ・ラジオ | — | テレビCM | テレビCM | ラジオ番組・CM | ラジオ番組・CM | — |
| 啓発 | イベント(回) | 23 | 10 | 10 | 11 | 11 | 65 |
| 県民会議・地域会議(回) | | 37 | 32 | 30 | 31 | 34 | 164 |
| 執行額(千円) | | 16,209 | 9,940 | 5,667 | 5,656 | 8,815 | 46,287 |

- 社会貢献活動に熱心な企業・団体と、森林づくりに要する資金や労働力が不足している地域を結びつけ、企業等との協働による森林づくりを促進する取組を支援し、5年間で60を超える契約が締結された結果、企業等と地域の交流が促進され、地域の活性化につながりました。

この取組による森林整備面積は約 2,200ha、支援金額は約 2 億 2 千万円にのぼると見込まれ、昨年度だけで約 6,000 人が森林づくりに参加するなど、大きな成果を挙げています。

| 項目 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24計画 | 実績見込み |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|------------------|
| 新規契約締結数(件) | 12 | 13 | 11 | 13 | 14 | 63(89) |
| 年間支援金額(千円) | 23,440 | 51,966 | 40,227 | 54,967 | 56,000 | 226,600(284,350) |
| 森林整備面積(ha) | 336 | 427 | 391 | 506 | 550 | 2,210(2,589) |
| 執行額(千円) | 778 | 1,049 | 870 | 460 | 1,529 | 4,686 |

※実績見込み欄の括弧書きはH15年度の事業開始からの累積の実績値

- 間伐により増加する CO₂ 吸収量、木材使用に伴う CO₂ 固定量を定量化・認証して、県民や企業の皆様による森林づくりや木材利用を促進する制度を構築しました。

また、ペレットや薪等の木質バイオマスを利用することで削減される CO₂ 量をクレジット化して企業に販売し、ペレットストーブ・薪ストーブのユーザーに還元するカーボンオフセットの仕組みを全国に先駆けて構築しました。

- 大人から子どもまでが木や森林について学び、触れ合う「木育活動」について、県内約 120 の取組を支援し、県産材の良さ、森林の大切さ、森林整備の必要性等について、県民の皆様の理解が深まりました。

また、森林所有者等が行う安全な森林作業に最低限必要な知識と技術を習得するための講座を実施するなど、県民と森林との距離を縮める取組が進んでいます。

| 項目 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24計画 | 実績見込み |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 木育活動支援数 | 21 | 25 | 26 | 23 | 24 | 119 |
| 執行額(千円) | 6,350 | 9,001 | 9,107 | 8,639 | 9,020 | 42,117 |

平成 23 年度までの森林税の成果の詳細は、下記ホームページからご覧ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/rinmu/rinsei/01kikaku/minna/katuyou/zigyoyou.htm>

(長野県ホームページ⇒組織でさがす⇒森林政策課⇒長野県森林づくり県民税⇒税活用事業の概要・実績)

(3) 森林税を活用した事業の年度別執行額一覧表

森林税を活用した事業の年度別の執行額は下表のとおりです。

なお、各年度の税込額と執行額との差額は、基金で適正に管理され、翌年度以降の事業に活用されています。

(金額単位：千円)

| 区 分 | | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | 計 |
|---------------------------|----------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 税込額 | 個人 | 501,834 | 547,699 | 531,950 | 536,378 | 528,699 | 2,646,560 |
| | 法人 | 9,930 | 125,056 | 129,390 | 128,471 | 125,837 | 518,684 |
| | 計 | 511,764 | 672,755 | 661,340 | 664,849 | 654,536 | 3,165,244 |
| 寄付金等額 | | 3,187 | 2,715 | 2,190 | 1,073 | 152 | 9,317 |
| 税込及び寄付金等額 A | | 514,951 | 675,470 | 663,530 | 665,922 | 654,688 | 3,174,561 |
| 1 | みんなで支える里山整備事業 | 198,063 | 396,233 | 556,560 | 572,716 | 483,873 | 2,207,445 |
| | 地域で進める里山集約化事業 | 37,500 | 37,500 | 52,500 | 24,000 | 15,000 | 166,500 |
| | 高度間伐技術者集団育成事業 | 5,528 | 5,700 | 6,000 | 3,000 | 1,850 | 22,078 |
| | 手入れの遅れている 里山での間伐の推進 B | 241,091 | 439,433 | 615,060 | 599,716 | 500,723 | 2,396,023 |
| 2 | 森林づくり推進支援金 | 99,991 | 130,000 | 130,000 | 130,000 | 130,000 | 619,991 |
| | 間伐材利用の環モデル事業 | | 2,000 | 2,500 | 2,000 | | 6,500 |
| | 地域固有の課題に対応 した森林づくりの推進 C | 99,991 | 132,000 | 132,500 | 132,000 | 130,000 | 626,491 |
| 3 | みんなで支える森林づくり推進事業 | 16,209 | 9,940 | 5,667 | 5,656 | 8,815 | 46,287 |
| | 森林(もり)の里親促進事業 | 778 | 1,049 | 870 | 460 | 1,529 | 4,686 |
| | 地球温暖化防止吸収源対策推進事業 | 394 | 207 | 189 | 348 | 480 | 1,618 |
| | カーボンオフセットシステム構築事業 | 1,409 | 738 | 773 | | | 2,920 |
| | 木育推進事業 | 6,350 | 9,001 | 9,107 | 8,639 | 9,020 | 42,117 |
| | 地球温暖化防止木材利用普及啓発事業 | | | | 786 | 611 | 1,397 |
| | 里山整備人材育成事業 | | | | | 3,800 | 3,800 |
| 県民や企業の森林づくり への参加等の促進 D | 25,140 | 20,935 | 16,606 | 15,888 | 24,255 | 102,824 | |
| 計(B+C+D=E) | | 366,222 | 592,368 | 764,166 | 747,604 | 654,978 | 3,125,338 |
| 電算改修業務(税務課執行分) F | | 9,818 | | | | | 9,818 |
| 合計(E+F=G) | | 376,040 | 592,368 | 764,166 | 747,604 | 654,978 | 3,135,156 |

※H24は当初予算額

Ⅱ 現行の森林税の検証と今後のあり方の検討

1 県民会議・地域会議における検討

(1) 県民会議

県民会議は、森林税を財源とした施策のあり方や内容の検討、事業実施後の成果の検証等について、県民の代表等の皆様からご意見をいただくことを目的に設置された第三者機関です。

平成 24 年 2 月の会議では、これまでの検討結果を整理した「森林づくり県民税活用事業検証レポート」の内容の審議と併せ、平成 25 年度以降の森林税継続について、全会一致で賛成となりました。

同年 3 月に公表された検証レポートの主な概要は以下のとおりです。

ア 現行の森林税の実績の評価と課題

○ 手入れの遅れた里山での間伐の推進

<評価>

喫緊の課題である手入れの遅れた里山の森林づくりを集中的に実施するため、小規模・分散的な里山の間伐、集約化、人材育成が、地域の協力により着実に進み、長野県らしい森林づくりが展開されたことは大きな成果であるが、「里山の荒廃に歯止めがかかりつつあり、ようやく里山の整備が緒についたばかり」という感触である。

<課題>

手入れの必要な里山はまだ存在し、継続的な間伐の取組が必要である。

継続にあたっては、天然林の間伐の支援制度、国の制度変更により左右されない本県独自の間伐制度を考慮することに併せ、集約化補助体系の実態に即した見直し、木材の安定供給・利用を含めた人材育成が必要である。

○ 地域固有の課題に対応した森林づくりの推進

<評価>

県・市町村・地域が連携した地域固有の課題を解決するきめ細かな森林づくりが進められたことにより、今まで対応できなかった森林づくりが可能となり、市町村の気運が高まった。

また、間伐と一体的に進めるべき木材の地産地消の仕組みを構築できたことは大きな成果である。

<課題>

近年の里山の保全や利用への要望の多様化を受け、よりきめ細かな対応が必要である。

また、地域住民が主体的に里山を維持管理する仕組み、森林づくりと一体的に進める木材の地産地消の取組の拡大等が必要である。

○ 県民や企業の森林づくりへの参加等の促進

<評価>

森林税の活用状況を広く様々な方法で情報発信した結果、県民の森林への関心や、森林税の認知度等が着実に高まっている。

また、企業による森林づくりを通じた地域との交流の促進、木育活動の推進など、県民や企業による森林づくりへの参加や木材利用の機会が増加した結果、県民の森林税への理解が進んだ。

<課題>

森林税の用途の周知が不十分であり、投資効果の高い費用をかけない広報の展開が必要である。

また、木質バイオマスの利用拡大、企業参加による森林づくりの更なる促進と、里山を健全な状態で維持管理していくために、森林と人との絆を再構築する必要がある。

イ 新たに対応すべき課題

- 都市部住民や間伐材消費者の視点から、県民が木に触れ合う普及効果が高い場所において、国の施策では対応困難な小規模施設等の木造化・木質化を支援する施策が必要である。
- 県民の生活様式の変化とともに、農山村における野生鳥獣による農林業被害は依然として深刻な状況であり、これらの被害対策が喫緊の課題である。

(2) 地域会議

県内 10 地方事務所単位で設置されている地域会議においても、県民代表、学識経験者、林業関係者をはじめとする委員の皆様により県民会議と並行した検討が各地で進められ、全ての地域会議で森林税を継続すべきとの評価がされました。

地域会議からいただいた主なご意見の概要は以下のとおりです。

ア 現行の森林税の実績の評価と課題

多くの地域会議から、保育(切捨)間伐、集約化、地域の実情に応じた森林づくり(森林病虫害や野生鳥獣被害対策等)、木育の取組は今後も必要である。

イ 新たに対応すべき課題

国の補助対象外となる森林づくり(切捨間伐や枝打ち)、木材利用の拡大、木材のエネルギー利用などの試験研究の推進等への対応が必要である。

(参考) 県民会議及び地域会議の開催数と委員数

| 項目 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24計画 | 実績見込み |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-------|-------|
| 県民会議開催回数(回) | 3 | 3 | 3 | 4 | 4 | 17 |
| 県民会議委員数(人) | 10 | 10 | 11 | 11 | 11 | - |
| 地域会議開催回数(回) | 34 | 29 | 27 | 27 | 30 | 147 |
| 地域会議委員数(人) | 85 | 85 | 86 | 86 | 86 | - |

※委員任期は2年

これまでの県民会議・地域会議の検討経過、検証レポートの詳細は、下記ホームページからご覧ください。

○県民会議・検証レポート

<http://www.pref.nagano.lg.jp/rinmu/rinsei/01kikaku/minna/kenmin-kaigi/kenmin-kaigi.htm>

○地域会議

<http://www.pref.nagano.lg.jp/rinmu/rinsei/01kikaku/minna/chiiki-kaigi/top/chiiki-kaigitop.htm>

(長野県ホームページ⇒組織でさがす⇒森林政策課⇒長野県森林づくり県民税⇒県民会議・地域会議)

2 税制研究会における検討

税制研究会は、最も基幹的な自主財源である地方税のあり方を有識者の参加の下で検討するために、平成 23 年 7 月に設置された機関です。

同年 8 月の第 1 回税制研究会から、森林税の成果の検証、今後のあり方について税制の観点から議論がなされ、平成 24 年 7 月 31 日に「長野県森林づくり県民税の再検討～平成 25 年（2013 年）以降の継続に向けた 4 つの制度改善～」が知事に報告されました。

その中では、「これまで 5 年間の教訓から必要性が明らかになった 4 点の制度改善、そのうち森林税の用途に関わる最低限 3 点の改善が、平成 25 年度以降の事業計画（5 年間）において適切に実現される見込みである以上、森林税を継続すべきである」という旨の提言がなされました。

提言をいただいた制度改善の内容は、以下のとおりです。

○ 「切捨て間伐」支援から「搬出間伐」支援への方針転換

これまで森林税による間伐支援は、国の造林・治山事業等の対象とならない里山の小規模・分散的な私有林を対象として、間伐材の搬出への支援は対象とされてこなかったが、このような「切捨て間伐」支援だけでは、衰弱しつつある里山の森林を維持するのが精一杯であり、森林の活力を増したり、林業の活性化・発展を期待したりするのは難しい。

このため、森林税の用途を見直し、「切捨て間伐」に対し支援を行いつつも、「搬出間伐」に対しても支援を広げる方針に転換すべきである。また同時に、間伐材の利活用拡充や間伐を担う人材の育成等の政策を大幅に拡充するなど、「搬出間伐」支援を補完する事業を実施すべきである。

○ 森林づくり推進支援金における県の説明責任の明確化

市町村に交付される森林づくり推進支援金は、長野県が超過課税を行っている以上、すべての責任は長野県にあり、用途の説明も長野県の責任に帰するが、現状は、この説明責任がきちんと果たされる制度とはいえないというのが、地方税制研究会の判断である。

長野県の責任が明確になるよう森林づくり推進支援金の対象となる事業をより詳細かつ具体的に限定し、交付に先立つ事前の審査のみならず、事後の検証も厳格に実施し、事業の計画から点検まで、すべて長野県が説明責任を果たせるようすべきである。

○ 水源林の保全対策へと事業内容・事業実施地域の拡大

全国の状況をもみても森林税の用途としてまず想定されるのが水源林保護であること、水源の重要性が県民や市町村議会でますます高まっていること、報道でも騒がれているように、外国資本による森林、特に水源林の買収拡大が近年、大きな問題となっていることから、これまで里山の間伐に集中していた事業を水源林の保全事業へと拡大すべきである。

（参考）

このほか、中長期的に実現が望まれる課題として、森林税の広域化・全国化を通じた森林づくり関係独自課税の制度改革について提言がなされました。

これまでの税制研究会の検討経過の詳細は、下記ホームページからご覧ください。
<http://www.pref.nagano.lg.jp/soumu/zeimu/zeisei/zeisei.htm>
(長野県ホームページ⇒組織でさがす⇒税務課⇒長野県地方税制研究会について)

3 森林税アンケート調査結果

森林税に関する県民等の意向を確認し、森林税を活用した施策の検証、今後のあり方の検討資料とするため、平成 23 年 9 月に、県民 2,000 人（層化 3 段無作為抽出法：回収率 41.1%）、企業 100 社（同 52%）、市町村（同 100%）及び市町村議会（同 100%）に対し、アンケート調査を実施しました。その主な調査結果は以下のとおりです。

○ 現在の森林税活用事業のうち、大切だと思う取組

いずれの回答者も、現行の森林税で最も重点的に実施している「間伐」の回答が最多でした。

次いで、県民と企業では「技術者の育成」、「木材利用の促進」、市町村と市町村議会では「市町村独自の森林づくりへの支援」、「木材利用の促進」という回答でした。

| 区分 | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 |
|-------|-------------|--------------------------|------------------|--------------------------|---------------------------|
| 県民 | 間伐 78.0% | 技術者の育成 41.4% | 木材利用の促進 38.3% | 市町村独自の森林づくりへの支援 32.6% | 間伐等の温暖化防止への貢献度評価 26.3% |
| 企業 | 間伐 75.0% | 木材利用の促進 44.2% | 技術者の育成 40.4% | 市町村独自の森林づくりへの支援 38.5% | 間伐等の温暖化防止への貢献度評価 25.0% |
| 市町村 | 間伐 98.7% | 市町村独自の森林づくりへの支援 57.1% | 木材利用の促進 46.8% | 集約化への支援 39.0% | 森林等について学ぶ活動への支援 19.5% |
| 市町村議会 | 間伐 89.6% | 市町村独自の森林づくりへの支援 72.7% | 木材利用の促進 58.4% | 集約化への支援 24.7% | 技術者の育成 16.9% |

（3つまで回答可）

○ 平成 25 年度以降の森林税の継続の是非

県民、企業とも、回答者の約 8 割が森林税の継続に賛成という回答でした。

（※市町村及び市町村議会は、市長会等から既に継続要望があるため、本項目について調査していません）

| 区分 | 継続賛成 | | | 計 | 継続反対 | その他 |
|----|---------|---------------|--------------|-------|-----------|-------|
| | 現行のまま継続 | 新しい取組内容を加えて継続 | 全く新しい取組として継続 | | 継続すべきではない | |
| 県民 | 33.6% | 41.0% | 4.1% | 78.7% | 5.1% | 16.2% |
| 企業 | 36.5% | 42.3% | 3.8% | 82.6% | 3.8% | 13.4% |

○ 森林税を継続した場合の税額

いずれの回答者も、現行の森林税の税額・税率を適当とする回答が最も多く、次いで県民では、約 3 割の回答者が現行の森林税の税額を超える項目を回答する結果となりました。

| 区分 | 現行を超える税額・税率 | | | 500円 (5%) ※現行 | 300円 (3%) | その他 |
|-------|---------------------|-----------------|-------|---------------------|--------------|-------|
| | 1,000円(10%) より高額 | 1,000円 (10%) | 計 | | | |
| 県民 | 6.9% | 22.3% | 29.2% | 56.0% | 3.3% | 11.6% |
| 企業 | 1.9% | 3.8% | 5.7% | 63.5% | 7.7% | 23.1% |
| 市町村 | 0.0% | 11.7% | 11.7% | 85.7% | 1.3% | 1.3% |
| 市町村議会 | 0.0% | 23.4% | 23.4% | 68.8% | 5.2% | 2.6% |

○ 森林税を継続した場合の期間

いずれの回答者も、現行の森林税の期間を適当とする回答が最も多く、次いでいずれの回答者とも、約3割が「6年以上」を回答する結果となりました。

| 区分 | 6年以上 | 5年（現行） | 5年未満 | その他 |
|-------|-------|--------|-------|-------|
| 県民 | 31.9% | 46.6% | 5.1% | 16.5% |
| 企業 | 34.6% | 36.5% | 13.5% | 15.4% |
| 市町村 | 31.2% | 66.2% | 1.3% | 1.3% |
| 市町村議会 | 26.0% | 68.8% | 3.9% | 1.3% |

○ 森林税を継続した場合に新たに税を活用すべき取組

県民と企業では、「木材の利用拡大」の回答が最多であり、次いで「作業道や林業機械の基盤整備」、「新たな担い手の育成」、「野生動物等による森林被害対策」という回答となりました。

市町村と市町村議会では、「作業道や林業機械の基盤整備」の回答が最も多く、次いで「野生動物等による森林被害対策」、「県産材使用への支援やPR」、「木材の利用拡大」という回答となりました。

| 区分 | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 |
|-------|----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|---------------------------|
| 県民 | 木材の利用拡大 45.4% | 作業道や林業機械の 基盤整備 40.5% | 野生動物等による 森林被害対策 39.9% | 県産材使用への 支援やPR 38.9% | 新たな担い手の育成 36.3% |
| 企業 | 木材の利用拡大 57.7% | 新たな担い手の育成 48.1% | 作業道や林業機械の 基盤整備 42.3% | 野生動物等による 森林被害対策 36.5% | 県産材使用への 支援やPR 36.5% |
| 市町村 | 作業道や林業機械の 基盤整備 71.4% | 野生動物等による 森林被害対策 67.5% | 県産材使用への 支援やPR 49.4% | 木材の利用拡大 32.5% | 木材の運搬支援 28.6% |
| 市町村議会 | 作業道や林業機械の 基盤整備 61.0% | 野生動物等による 森林被害対策 57.1% | 県産材使用への 支援やPR 55.8% | 木材の利用拡大 42.9% | 新たな担い手の育成 27.3% |

（3つまで回答可）

○ 森林税を継続した場合の森林づくり推進支援金の予算額

市町村、市町村議会とも、「現行と同じ税収の2割程度」の回答が最多でした。

| 区分 | 現行と同じ税収 の2割程度 | 現行を超える割合 | | | 計 | その他 |
|-------|------------------|----------|------|--------|-------|------|
| | | 3割程度 | 4割程度 | 5割程度以上 | | |
| 市町村 | 66.2% | 15.6% | 3.9% | 7.8% | 27.3% | 6.5% |
| 市町村議会 | 48.1% | 24.7% | 6.5% | 13.0% | 44.2% | 7.8% |

森林税アンケート結果の詳細は、下記ホームページからご覧ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/rinmu/rinsei/01kikaku/minna/shinrinzei/H23anketo/ankeito.htm>

（長野県ホームページ⇒組織でさがす⇒森林政策課⇒長野県森林づくり県民税⇒森林づくり県民税アンケート調査結果）

Ⅲ 現行の森林税導入後の状況の変化

1 森林・林業の状況

(1) 森林の状況

現行の森林税導入時点から、本県の森林の面積、所有形態、樹種の構成割合等に大きな変化はありませんが、改めて現時点の森林の状況を整理すると、本県の森林面積 106 万 ha のうち 68 万 ha が森林税を活用した施策を主に展開する「民有林」であり、そのうち個人有林が約 43% を占めています(図 2)。

個人有林の所有規模別森林所有者数の割合は、1ha 以下が全体の約 3 分の 2、5ha 以下が約 9 割を占め(図 3)、本県より森林面積が大きい北海道、岩手県と比較しても高い割合となっています。

また、民有林の約半数が人工林であり、その樹種別の内訳をみると、全国ではスギが主体ですが、本県は約半数がカラマツという状況です(図 4)。

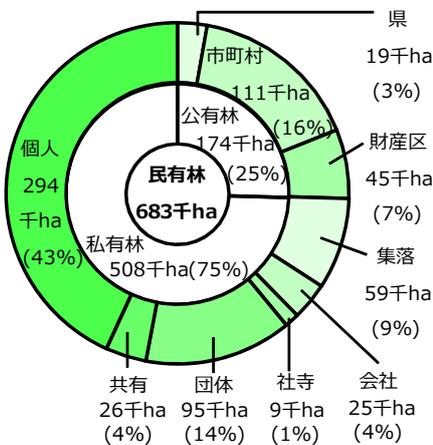


図 2 民有林所有形態別面積

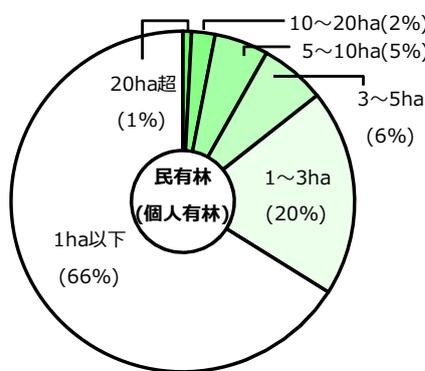


図 3 保有山林規模別所有者割合

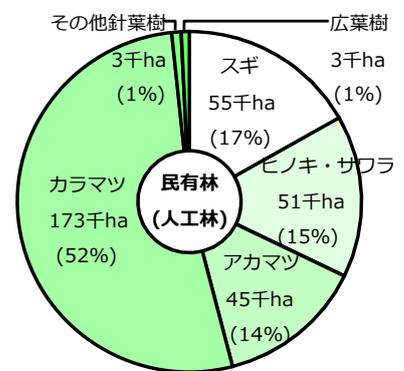


図 4 民有林人工林樹種別面積

民有林人工林の林齢別の面積をみると、11年生から60年生までの間伐が必要な森林は約 28 万 ha と全体の約 8 割を占めており、その半数が 46 年生から 55 年生までに集中しています(図 5)。

現行の森林税導入時点から森林の高齢化は進行しており、資源として成熟している一方で、今後 5 年から 10 年の間に緊急に間伐を行う必要性はますます高まっています。

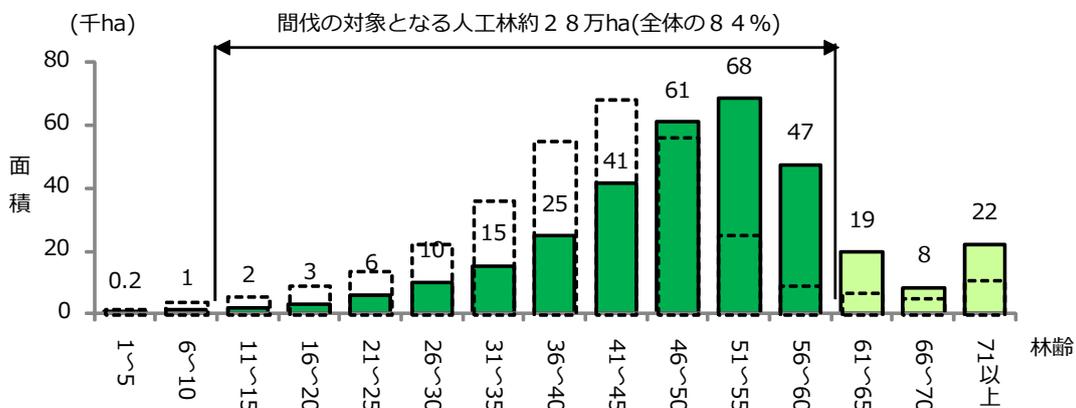


図 5 民有林人工林の林齢別面積

(図 2～図 5 資料：長野県林務部「長野県民有林の現況 平成 24 年 4 月」)
※点線のグラフは、現行の森林税導入時点における森林の林齢別面積

(2) 林業・木材産業の状況

現行の森林税導入時点の平成 19 年度と比較して、林業就業者の平均年齢は年々若返りが進んでいる一方で、林業就業者数は減少傾向にあり、平成 22 年度は 2,572 人と、平成 19 年度の 97%に減少しており、今後の林業の再生に対応する就業者の確保は十分とはいえない状況です（図 6）。

木材価格についても、平成 23 年度の価格を平成 19 年度と比較すると、スギ 12,100 円（79%）、ヒノキ 20,900 円（77%）、カラマツ 12,800 円（85%）と、平成 21 年度以降下落した価格は未だ回復できずに推移しており、依然として厳しい状況が続いています（図 7）。

また、国内外の情勢として、新興国の経済発展に伴う国際的な木材需要のひっ迫、北洋材の輸入量の減少、針葉樹合板への国産材需要の増加等、木材の需給構造が大きく変化しています。

国ではこうした情勢の中で、平成 21 年 12 月に、10 年後の木材自給率 50%以上を目標とした「森林・林業再生プラン」を策定し、新たな森林・林業施策の構築に向けた取組を展開しています。

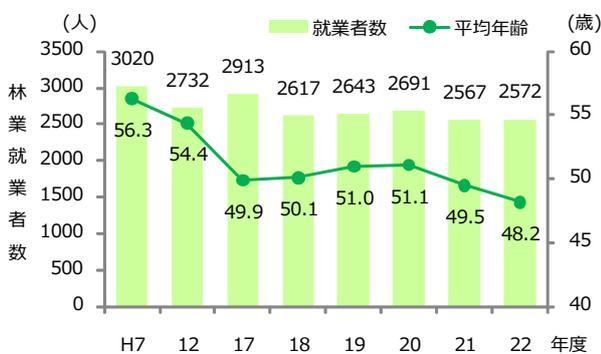


図 6 林業就業者数と平均年齢の推移

(資料：長野県林務部「林業事業者等調査結果」)

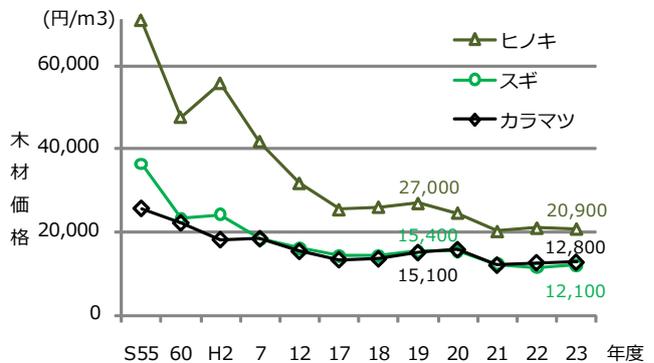


図 7 樹種別木材素材価格の推移

(資料：長野県林務部「長野県木材統計」)

(3) その他の状況

(1)、(2) で整理した状況の変化のほか、

- ・ 外国資本による森林買収に端を発する水源地・水源林の保全対策への関心の高まり
- ・ 局地的な豪雨に起因する里山における山地災害の頻発や、東日本大震災及び長野県北部の地震をきっかけとする「災害に強い森林づくり」や「自然エネルギー」への関心の高まり
- ・ 森林整備による CO₂ 吸収源対策、木材利用による CO₂ 排出削減など、地球温暖化防止に資する森林・木材の役割への期待の高まり
- ・ 野生鳥獣による農林業被害の深刻化
- ・ 山村地域の高齢化・不在村化・世代交代等の進行に伴う管理放棄森林の増加
- ・ 癒し・遊び・学びの場、あるいは、都市部住民の移住・交流の場など、森林資源の多面的利用による施策の促進

など、県の部局横断的に新たな施策の方向性を必要とする課題が多く見受けられる状況です。

2 本県の森林・林業施策の状況

(1)「長野県森林づくり指針」の改定

ア 指針改定の背景

森林・林業を取り巻く状況を真摯に受け止め、情勢の変化に対応すべく、本県の森林・林業に関する方針を再度点検し、不足している点を補うとともに協調すべき点を明確にする観点から、これまでの「森林づくり指針」を見直し、「長野県森林づくり指針」として平成22年11月に改定しました。

これまで育ててきた多くの森林が木材として使える時代を迎えることから、木材利用と関連産業の強化が、改定した指針の大きな特徴となっています。

イ 指針の基本的な考え方

○ 基本目標 「森林を活かし 森林に生かされる 私たちの豊かな暮らし」

この基本目標は、木材等の林産物をはじめ、森林の様々な恵みを暮らしに活かすことにより、豊かな森林が維持されるとともに、その森林によって、清らかな水や空気などがはぐくまれ、災害等から人々の生命や暮らしが守られるという好循環の姿を表しています。

○ 基本方針 「みんなで支える ふるさとの森林づくり」

基本目標の実現に向け、「森林」、「林業・木材産業」及び森林を支える「地域」それぞれの将来の姿を明確にした上で、①みんなの暮らしを守る森林づくり、②木を活かした力強い産業づくり、③森林を支える豊かな地域づくりの3つの基本方針の柱に基づき、「みんなで支える ふるさとの森林づくり」を推進します。

ウ 指針のめざす姿と今後の取り組むべき方向（重点的な課題）

県は今後、この指針に掲げる基本目標を実現するため、基本方針に沿って具体的な方策を展開していきませんが、そのためには、「森林」、「林業・木材産業」及び森林を支える「地域」、それぞれの課題等を考慮した上で、めざす姿を実現するための方向性を明らかにする必要があります。

指針で定めるめざす姿は、「森林」については概ね100年先、「林業・木材産業」及び「地域」については、その森林の姿を実現するための中途の到達点として概ね10年先を想定し、当面の取り組むべき方向は、めざす姿を実現するために今後10年間で取り組む方向としています。（16ページ）

(2)「長野県森林づくりアクションプラン」の策定

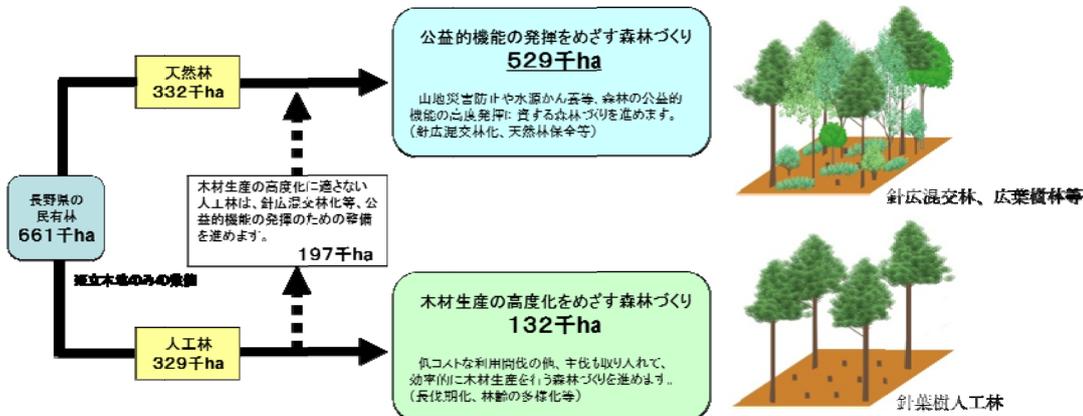
指針の策定に併せ、指針に掲げる施策及び目標等のうち、今後10年間（平成23～32年度）で特に重点を置いて実施すべき施策等の実行計画である「長野県森林づくりアクションプラン」（以下、「アクションプラン」という。）を策定し、指針の3つの柱に基づいた実行計画を推進することとしました。

とりわけ、これまでの間伐等の取組により充実しつつある森林資源を利活用していくため、「木を活かした力強い産業づくり」に力点を置いて取り組むこととしています。

改正後の指針、指針に基づき新たに策定したアクションプランの詳細は、下記ホームページからご覧ください。
<http://www.pref.nagano.lg.jp/rinmu/rinsei/01kikaku/sisin/H22/index.htm>
（長野県ホームページ⇒組織でさがす⇒森林政策課⇒長野県の森林・林業施策⇒長野県森林づくり指針）

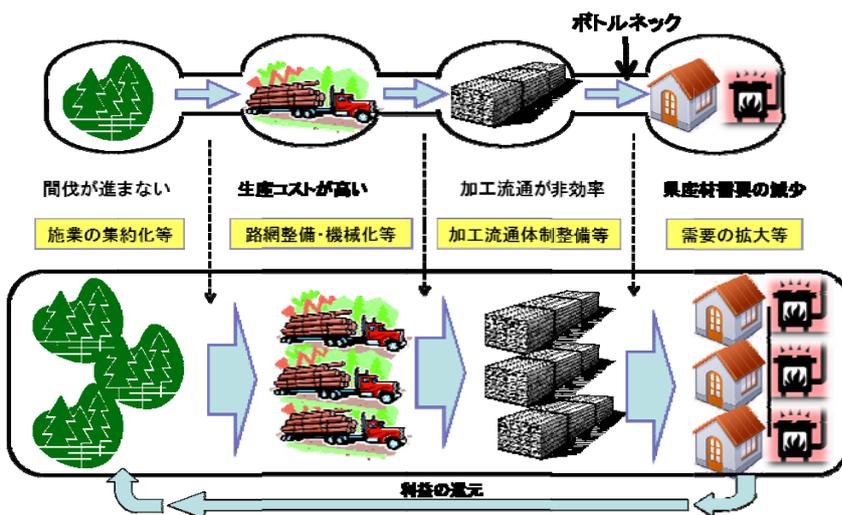
<これからの森林づくりの方向性>

今後の森林づくりを進めるにあたっては、複数ある森林の機能のうち、最も重視される機能に応じて、「公益的機能の発揮をめざす森林づくり」と「木材生産の高度化をめざす森林づくり」の2つに区分して、それぞれの目的に応じた最も効率的かつ効果的な森林づくりを進めます。



<力強い林業・木材産業の実現に向けて>

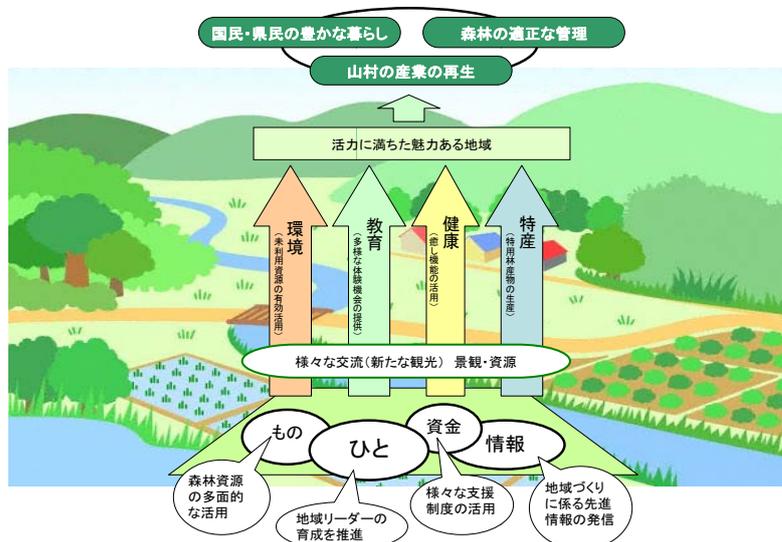
今後10年間に林業・木材産業の再生に向けた10年間と位置付け、木材の生産から利用までの過程において、そのボトルネックを解消することにより、品質や価格等の面で競争力のある林業・木材産業の実現、生産から利用までの関係者が一体となった体制づくりに取り組みます。



<森林を支える豊かな地域づくりに向けて>

今後10年間、森林の管理・経営等を持続的に行っていくための地域の仕組みづくり・人づくりを進めるとともに、様々な森林資源や地域資源を有効に活用して地域外の多くの人々との交流を生み出すことで、地域の活性化を図ります。

また、地域の主要な産業である農林業を守るため、野生鳥獣の農林業被害対策などの取組を進めます。



3 本県の財政の状況

(1) 県全体の財政状況

本県の財政状況は、県税収入や地方交付税の減少などによる財源不足を補てんするため、基金の取崩しが必要な厳しい状況が続いており、基金残高も残りあとわずかとなっています。

また、過去に借り入れた借金の返済である公債費が依然として高い水準にある中で、社会保障関係費が増加し、義務的経費が政策的経費を圧迫する硬直的な財政構造となっています。

本県ではこれまで、行政改革・財政改革のための計画を策定し、行政運営の効率化や持続可能な財政構造の構築に向けて様々な取組を実施しており、本年3月に策定した「長野県行政・財政改革方針」（推進期間：平成24年度～平成28年度）では、職員適正化計画として1,367名の職員の減、改革方針における取組により468億円程度の財政効果額の確保を図るとともに、改革方針による取組を行っても財政赤字に転落すると見込まれることから、毎年度50億円以上の追加的な収支改善策を実施することとしています。

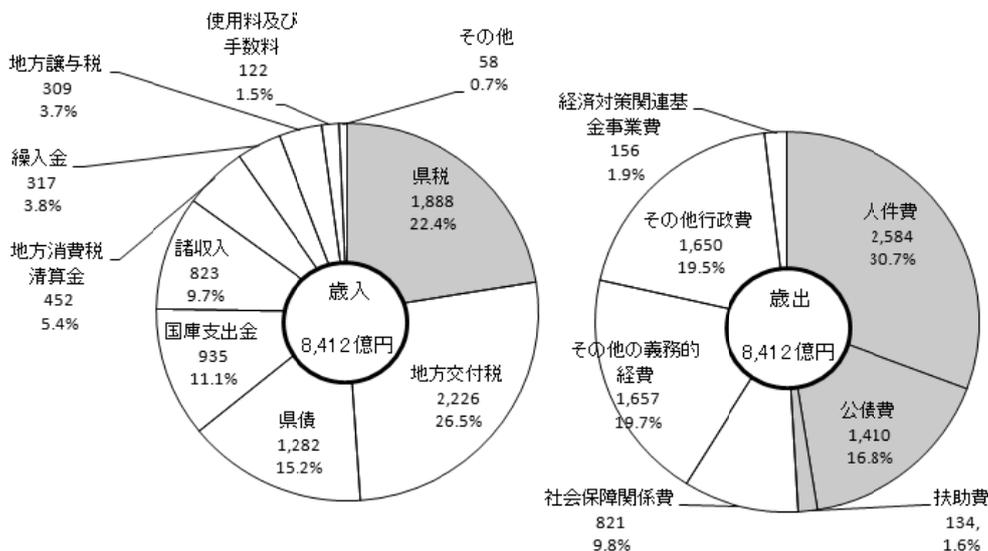


図8 長野県の財政状況（平成24年度当初予算）

(2) 森林整備事業の予算状況

森林整備事業については、健全な森林づくりを着実に推進していくため、平成20年度から森林税により財源を確保し、間伐面積を拡大してきています。（4ページ参照）。

今後ともアクションプランに基づく計画的な間伐を進めるためには、効率的な事業の実施や国庫補助金の確保はもとより、県民の皆様のご理解とご協力のもと、森林づくりに係る県独自の財源を引き続き確保する必要があります。

Ⅳ 平成 25 年度以降の長野県森林づくり県民税（案）

1 森林税継続の必要性

（手入れの遅れた里山における間伐の推進と水源林の保全対策）

現行の森林税を活用して、手入れの遅れた里山の間伐が集中的に実施されてきましたが、県内には依然として間伐が必要な多くの里山が存在する一方で、民有林の人工林の約半数は今後 5 年から 10 年のうちに間伐を緊急に必要とする段階を迎えており、引き続き里山の間伐を進めることが喫緊の課題です。

しかしながら、国の森林・林業施策の大きな転換により、里山ではこれまで以上に国の施策を活用した間伐が困難な状況になっており、引き続き県独自の施策として手入れの遅れた里山の間伐を実施するとともに、近年関心が高まっている水源林の保全対策や災害に強い森林づくりなど、緊急的に発揮が求められる森林の多面的機能を維持・向上させ、県民生活の安全・安心を確保する必要があります。

（間伐材の利活用等による持続可能な森林づくりの推進）

現行の森林税は切捨間伐支援のみで、間伐材の搬出は行っていませんでしたが、このままでは持続的な森林づくりや林業の活性化につながらず、永続的な森林税の支援が必要となるおそれがあります。

また、これまで切り捨てられていた間伐材を搬出し、新たな需要を創出して様々な用途で利活用を促進することは、再生可能な自然エネルギーである木質バイオマスの利用拡大などの喫緊の課題に対応するものであり、また、里山に近い地域住民の皆様のみならず広く都市部住民の皆様にも森林税の効果を実感していただけることにもつながるため、県としても大変重要な視点であると認識しています。

このため、将来的な林業の活性化に向け、間伐の推進のみならず、間伐材の搬出、間伐材等の森林資源の多面的利用の促進、地域の森林づくりを主導する人材の育成を一体的に進め、各地域の特色を活かした持続可能な森林づくりの仕組みを構築することが必要です。

（里山と人との絆の再構築）

本県の森林の高齢化と併せて、戦後に一斉に造林された森林を熟知する森林所有者の高齢化も同時に進行しており、このまま不在村化・世代交代が進めば、里山の森林の位置や境界などの森林情報が失われ、今後の森林管理が空洞化してしまうおそれがある危機的な状況です。

また、森林税を活用した取組により高まった地域住民の気運がひとたび途切れれば、再び里山が管理放棄されて森林の多面的機能が低下し、安全・安心な県民生活に重大な支障をきたすおそれがあります。

このため、里山そのものを地域の貴重な森林資源として移住・交流を推進する取組、県民・企業による森林づくりへの参加や木材利用を促進する取組等により、里山と人とのかかわり、「絆」を再構築して、持続的な森林づくりにつなげていく必要があります。

（平成 25 年度以降の森林税の提案）

これらの森林・林業に関連する喫緊の課題に対応することは、「森林を活かし 森林に生かされる 私たちの豊かな暮らし」という長野県の目指す森林づくりの方向性に合致するものであり、相互に連携して取り組むことで最大限の効果を発揮できるものと考えます。

このため、広く県民の皆様のご理解とご協力を得ながら里山を中心とする森林づくりを進め、森林の多面的機能を持続的に発揮させつつ林業の振興を図り、健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、平成 25 年度以降も森林税を継続し、森林の恩恵を受けている県民全体で森林づくりを支えていくことを提案いたします。

2 平成 25 年度以降の森林税（案）

(1) 基本目標

- 県民生活を土砂災害等から守り、水源林を保全するために里山の森林整備を推進します
- あたりまえに木のある暮らしを創造するために間伐材の利活用を促進し、持続可能な森林づくりの仕組みを構築します

(2) 基本方針

現行の森林税を活用した取組に新たな見直しの視点を加えた、平成 25 年度以降の森林税を活用した施策を推進する上での基本方針は以下の 3 つです。

① 求められる機能に応じた里山等の森林づくりの推進

現行の森林税で重点的に実施している手入れの遅れた里山の間伐について、水源の涵養や土砂災害の防止など、緊急に機能の高度発揮が求められる里山において、引き続き継続的に実施します。

また、県民共通の貴重な財産である水源林については、新たにその保全対策に森林税を活用するなど、県民の皆様にとって安全・安心な生活環境を創造します。

| | |
|---------------|-------------------------------------|
| [重点項目] | ○間伐による水源涵養、土砂災害防止等の機能の高度発揮 <継続・見直し> |
| | ○水源林の保全対策 <新規> |

② 間伐材の利活用等による持続可能な森林づくりの推進

新たに間伐材の搬出経費を支援の対象とし、搬出された間伐材を木質バイオマス利用、街並みや地域共同施設の木質化等に利活用する取組により、県民の皆様の身の回りにあたりまえに木がある暮らしを創造します。

さらに、間伐の推進のみならず、間伐材の搬出・利活用、地域の森林づくりを主導する人材育成の取組にも一体的に取り組み、県内各地の特色を活かした持続可能な森林づくりのモデルを構築し、成功事例を全県に発信するなど、林業の活性化に向けた基盤づくりを進めます。

また、地域の実情や住民のニーズを熟知する市町村が実施するきめ細かな森林づくりの取組を引き続き支援し、県・市町村・各地域が連携した取組により県の森林・林業施策の実効性を高めます。

| | |
|---------------|----------------------------|
| [重点項目] | ○間伐材の利活用の促進 <継続・拡充> |
| | ○間伐材の搬出の促進 <新規> |
| | ○森林づくり推進支援金の使途の限定 <継続・見直し> |

③ 里山と人との絆づくりを進める取組の促進

貴重な地域資源である里山を活用した移住・交流の推進、地球温暖化防止の視点から県民・企業等の森林づくりへの参加や木材利用を促進する取組、森林税の取組の広報・普及啓発等により、里山が地域ぐるみで持続的に管理され、地域社会の活性化につながるよう、里山と人との絆を再構築する取組を進めます。

(3) 主要施策

主要施策については、基本方針やその他に取り組むべき視点を考慮して構築していきますが、具体的な事業レベルでの事業内容、事業費、事業計画等については、平成 25 年度以降の県当初予算編成と並行して検討を進め、年度ごとに県民の皆様のご意見を伺ってまいります。

また、主要施策の構築にあたり、森林税の継続は引き続き県民の皆様に対する負担を継続するものであるということを踏まえ、既存の施策では対応が困難であり県独自の施策として緊急に対応が必要であるもの、広く県民の皆様がその成果を実感できるもの、将来的に県民の皆様の税負担等を軽減できるもの、等の視点が重要であると考えています。

【主要施策①】 求められる機能に応じた里山等の森林づくりの推進

○ 手入れの遅れている里山での間伐の実行支援〈継続・見直し〉

県内において手入れが必要な里山は未だ多く存在しており、これらの森林は、国の施策を活用した森林整備が困難なことから、引き続き県独自の施策として継続的に間伐を実施する必要があります。

間伐の実施にあたっては、現行の森林税でも里山の多面的機能の高度発揮をめざしてきたところですが、今後はその中でも特に、水源の涵養、土砂災害防止といった県民の皆様から機能の高度発揮を強く求められている里山や、高齢の過密林分など、緊急に対応が必要な里山を対象を絞り込んで間伐を実施します。

また、これまでは国の造林補助制度に森林税を上乗せして間伐を実施していたものを、国制度の大幅な見直しを受けて、森林税単独の補助制度へと間伐の制度設計を見直します。

[本県の民有林全体の間伐面積目標] (平成 25 年度～平成 29 年度)

94,000ha (うち森林税活用分 15,000ha)

※うち森林税活用分は現時点における試算であり、今後の具体的施策構築の中で変更の可能性があります

○ 里山の集約化等の条件整備への支援〈継続・拡充〉

間伐に必要な里山の集約化作業について引き続き支援することに加え、間伐材の搬出に必要な同意の取得、作業道の補修等の作業も併せて支援の対象とします。

○ 水源林の保全対策〈新規〉

水道水源地に係る水源林については、市町村が公的管理をするために公有林として取得する際の経費について新たに支援します（主要施策②の森林づくり推進支援金を活用）。

また、現行の森林税では、里山の私有林を間伐対象としてきましたが、森林所有者が市町村と水源林保全の協定を締結した森林については、里山との一体的な施業を条件に奥山も間伐対象とする、市町村が水源林として取得して公有林化した森林も間伐の対象とする等の対象の拡大を検討します。

【主要施策②】 間伐材の利活用等による持続可能な森林づくりの推進

○ 間伐材の利活用等の地域ぐるみの取組への支援〈継続・拡充〉

従来の木育活動への支援に加え、薪などの木質バイオマスを活用した自給型コミュニティーモデルの創出、間伐材であふれる街並みづくりの支援、地域共同施設の木質化など、様々な用途に間伐材を

地域ぐるみで利活用する取組を支援します。

また、間伐材の利活用のみならず、特用林産物の生産体制づくり、地域の山地防災体制の構築、森林管理施設（歩道等）の整備など、各地域の特色を活かした持続可能な森林づくりに資する地域住民の意欲を醸成するための取組への支援も併せて検討します。

[本県の民有林全体の間伐搬出材積目標]（平成 25～29 年度）

859,000m³（森林税を活用した取組により、この目標を約 10%押し上げる 75,000 m³の間伐材の利活用を想定）

※森林税活用分は現時点における試算であり、今後の具体的施策構築の中で変更の可能性があります

○ **間伐材の搬出への支援**＜新規＞

これまで切り捨てられていた間伐材の利活用を進めるため、主要施策①における間伐を実施した後に間伐材の利用が見込まれる場合については、その搬出に要する経費についても支援の対象とします。

搬出した間伐材の利用については、単に森林所有者の収益につながるという仕組みではなく、里山地域の住民をはじめ、広く県民の皆様がその成果を実感できる用途となるように誘導します。

○ **地域の森林づくりを主導する人材の育成**＜継続・拡充＞

間伐計画の立案や効率的な間伐を担う人材（林業事業体等）を育成する取組、里山の森林づくりを担う人材（森林所有者等）を育成する従来の取組に加え、間伐材の利活用や森林の空間利用など、地域ぐるみの森林づくりを総合的に主導できる地域のリーダーとなりうる人材を、林業士等の皆様の中から育成するといった新たな視点を加えて取組を進めます。

○ **市町村によるきめ細かな森林づくり（森林づくり推進支援金）**＜継続・見直し＞

県の施策である指針及びアクションプランに基づく森林づくりを計画的に進めていくためには、地域の実情や地域住民のニーズを熟知する市町村が行うきめ細かな取組が不可欠であり、引き続きこれらの市町村・地域・県が連携して行う森林づくりの取組への支援を行います。

支援する市町村の取組については、県の森林・林業施策との関連性がより明確になるよう事業メニューを限定化し、新たに水源林の取得に要する経費を支援対象に加えるなどの見直しを行います。

また、支援金の配分基準や選定方法について県のチェック体制を強化します。

【主要事業③】里山と人との絆づくりを進める取組の促進

○ **森林資源を活用した移住・交流の推進**＜継続・拡充＞

従来の森林の里親促進事業による、企業参加による森林づくりの取組について、自治体の誘致、活動の担い手としての NPO 団体等との連携拡大、カーボンオフセットが可能なクレジットの発行など、企業と協働した森林づくりのさらなる推進と地域の活性化を図ります。

また、首都圏等における移住希望者向けの林業体験講座の実施なども検討します。

○ **森林づくり・木材利用を通じた地球温暖化対策**＜継続＞

現行の森林税で構築した、森林づくりや木材利用による CO₂ 吸収量・固定量を認証する制度について、県民や企業の皆様による森林づくりへの参加や木材利用をより一層促進するために、さらなる

普及啓発に努めます。

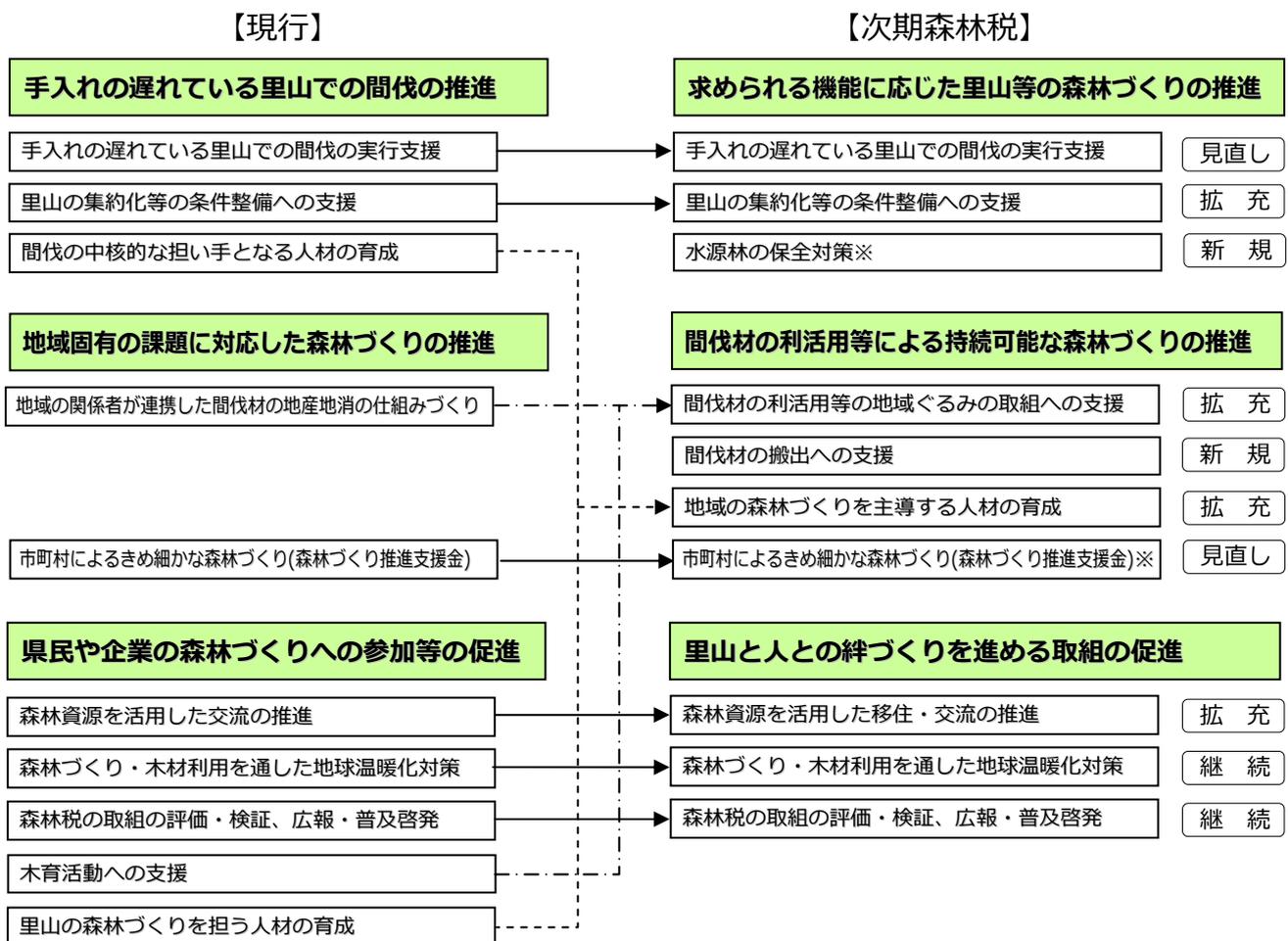
また、全国に先駆けて構築したペレットストーブ・薪ストーブのカーボンオフセットシステムや、本年度県有林で初めて実施した森林整備による CO₂ 吸収量に係るオフセットクレジット (J-VER) 取得の取組などとも連携し、地球温暖化対策の取組全体としての実効性を高めます。

○ **森林税の取組の評価・検証、広報・普及啓発** <継続>

県民会議・地域会議による地域ニーズの集約や、事業実施後の成果の検証等の取組を引き続き実施し、森林税による事業の透明性の確保を図ります。

また、森林税の仕組み、事業内容、事業実施後の成果等について、より積極的・戦略的・低コストな広報に努めるとともに、間伐等の森林整備のみならず、林業や木材利用の大切さについても県民の皆様にお伝えしてまいります。

<参考> 現行の森林税と次期森林税の使途の対比



※水源林の保全対策のうち、水源林の取得経費への支援は、森林づくり推進支援金の内数

(4) 税額・税率

税額については、(3)に掲げた主要施策に充てる財源を確保する一方で、県民の皆様のご理解が得られる適切な負担水準とする必要があります。

県民・企業の皆様に対するアンケート調査(11ページ)では、県民・企業の約6割が現行の税額(500円)、税率(均等割額の5%)までなら負担できると回答しており、県民については、次いで約3割が500円を超える金額も負担できると回答しています。

しかし、平成25年度以降の復興増税、消費税増税等の情勢を鑑みると、県民・企業の皆様にさらなる税負担をお願いすることは困難な状況であると認識しています。

また、それぞれの基本方針ごとに要する事業費については、現時点で以下のとおり試算しており、現行の税額・税率で対応可能な事業費となっています。

これらのことを踏まえ、平成25年度以降の税額・税率は、引き続き**年額で個人500円、法人は現行の均等割額の5%**とすることを提案します。

課税方式は、現行と同様に個人県民税及び法人県民税の均等割の超過(上乘せ)課税方式とし、納税義務者の範囲に変更はありません。

[森林税の用途別の年平均必要事業費]

| | |
|---------------------------|--------|
| ①求められる機能に応じた里山等の森林づくりの推進 | 4.3億円 |
| ②間伐材の利活用等による持続可能な森林づくりの推進 | 2.1億円 |
| ③里山と人との絆づくりを進める取組の促進 | 0.1億円 |
| [年平均必要事業費計] | 6.5億円] |

※【 】内は、現行の森林税の税収額等から試算した年平均必要事業費です。各年度の予算額や用途別の事業費の割当額は、税収規模や事業計画等を勘案して決定してまいります。

(5) 実施期間

森林税の実施期間(課税期間)については、森林づくりには長い年月を要することから、基本的に短期の設定では計画的な取組が進めにくい反面、喫緊の課題に対応するという観点から、早期に集中的に取組を実施することも求められます。

県民・企業の皆様に対するアンケート調査(12ページ)では、県民・企業の約4割が現行の期間(5年)が適当と回答しており、次いで約3割が現行を超える期間と回答しています。

また、現在策定中の県の新たな総合5か年計画(計画期間:平成25年度~平成29年度)の中で、県全体の施策における森林税を活用した施策の位置づけが明確化になり、進捗管理や公表の徹底が図られることも考慮すると、平成25年度以降の森林税の期間は、引き続き**5年間**とすることが適当と考えます。

(6) 税収と使途の管理

県民税は、使途を特定しない普通税であることから、そのままでは徴収した税収は他の普通税と区別されません。

このため、引き続き「長野県森林づくり県民税基金」に税収相当額を積み立てて、毎年度必要となる額を取り崩して森林税活用事業に充当し、他の用途には使用しないよう管理します。

また、県外の下流域等県内外から広くご協力をお願いしている「ふるさと信州寄付金」の中で、森林づくりに対してご寄付をいただいたものについては、当該基金に受け入れ、森林税の税収と併せて本県の森林づくりに活用します。

(7) 透明性の確保と検証

森林税による事業の透明性の確保を図るとともに、今後のより効果的な事業の推進に資するため、引き続き県民会議及び地域会議により、地域二一ズの集約や事業実施後の成果の検証等を行います。

県民会議及び地域会議の検討資料・議事録や、各年度の事業の実績や成果について取りまとめた「みんなで支える森林づくりレポート」については、速やかに県ホームページ上に公開し、県民の皆様に対して引き続き積極的に情報公開を行います。

(8) 長野県森林づくり県民税条例の改正

平成 25 年度以降の森林税については、特に林業の活性化という視点から「里山を活かした持続可能な森林づくりの推進」という基本方針が新たに加わりました。

長野県森林づくり県民税条例第 1 条では条例の趣旨を定めていますが、現行の森林税から継続して実施する施策の視点に、これらの新たな視点が加わることを踏まえ、県民の皆様に分かりやすい表現となるよう、趣旨の改正を行います。

なお、第 2 条及び第 3 条の個人県民税及び法人県民税の特例期間についてそれぞれ 5 年の延長をいたします。

[参考]平成 25 年度以降の森林税の仕組み

| <p>名称 (※変更なし)</p> | <p>長野県森林づくり県民税（森林税）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|---|------------|----------|----------|--------------|-------------------------------|--|---------|----------|---------------|----------|----------|---------------|---------|-----------|----------------|----------|-----------|--------|----------|-----------|
| <p>目的</p> | <p>森林は、土砂災害や洪水を防止し、水や空気を育み、地球温暖化防止に貢献するなど多面的な機能を有する「緑の社会資本」であり、すべての県民がその恩恵を受けています。</p> <p>しかし、適切な手入れが行われずに森林が荒廃し、県民の安全・安心な生活環境への影響が懸念される等の状況を踏まえ、平成 20 年度から「長野県森林づくり県民税」が導入され、平成 24 年度までの間に手入れの遅れている里山での間伐の推進を中心とした森林づくりを集中的に進め、着実にその成果を挙げてまいりました。</p> <p>その一方で、手入れの遅れた里山における間伐の継続的な推進、水源林の保全対策、持続可能な森林づくりの推進、里山と人との絆の再構築等の課題への対応が求められているところです。</p> <p>これらの森林・林業に関連する喫緊の課題に対応することは、「森林を活かし 森林に生かされる 私たちの豊かな暮らし」という長野県の目指す森林づくりの方向性に合致するものであり、相互に連携して取り組むことで最大の効果を発揮できるものと考えます。</p> <p>このため、広く県民の皆様のご理解とご協力を得ながら里山を中心とする森林づくりを進め、森林の多面的機能を持続的に発揮させつつ林業の振興を図り、健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、平成 25 年度以降も森林税を継続し、森林の恩恵を受けている県民全体で森林づくりを支えてまいります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>使 途</p> | <p>○長野県森林づくりアクションプランに基づく達成目標（H25～29 年度）</p> <table border="1" data-bbox="344 725 1410 797"> <tr> <th>民有林の間伐面積</th> <th>民有林の間伐材搬出材積</th> </tr> <tr> <td>94,000 ha/5 年間（18,800 ha/年平均）</td> <td>859,000 m³/5 年間（171,800m³/年平均）</td> </tr> </table> <p>○長野県森林づくり県民税活用事業（案）【計 約 6.5 億円】</p> <p>①求められる機能に応じた里山等の森林づくりの推進【約 4.3 億円】 国の施策を活用した森林整備が困難な小規模・分散的な里山の個人所有林等で、水源の涵養や土砂災害の防止等、緊急に機能の高度発揮が求められる森林の間伐を引き続き実施するとともに、水源林の保全対策を推進します。</p> <p>②間伐材の利活用等による持続可能な森林づくりの推進【約 2.1 億円】 間伐の推進のみならず、間伐材の搬出と利活用の促進、地域の森林づくりを主導する人材の育成等に一体的に取り組み、各地域の特色を活かした持続可能な森林づくりのモデルを構築するとともに、市町村が実施する地域の実情に応じたきめ細かな森林づくりの取組を引き続き支援します。</p> <p>③里山と人との絆づくりを進める取組の促進【約 0.1 億円】 里山の森林資源を活用した移住・交流の推進、県民・企業等の森林づくりへの参加や木材利用を促進する取組、森林税の取組の広報・普及啓発等により、里山と人との絆を再構築する取組を促進します。</p> | | | 民有林の間伐面積 | 民有林の間伐材搬出材積 | 94,000 ha/5 年間（18,800 ha/年平均） | 859,000 m ³ /5 年間（171,800m ³ /年平均） | | | | | | | | | | | | | | |
| 民有林の間伐面積 | 民有林の間伐材搬出材積 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 94,000 ha/5 年間（18,800 ha/年平均） | 859,000 m ³ /5 年間（171,800m ³ /年平均） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>課税方式 (※変更なし)</p> | <p>個人県民税及び法人県民税の均等割の超過（上乘せ）課税方式</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>納税義務者 (※変更なし)</p> | <p>(個人) 県内に住所、家屋敷または事務所等を有する個人 約 107 万人 (法人) 県内に事務所等を有する法人 約 5 万 2 千法人</p> <p>※ 個人の納税義務者は県民全員ではなく、県民税均等割を納めている方(県民の約半数)が対象であり、次のア、イ、ウのいずれかに該当し非課税となる方や、税法上の控除対象配偶者・扶養親族になっている方で次のウに該当する方には課税されません。</p> <p>ア 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 イ 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が 125 万円以下の方 ウ 前年の合計所得金額が、市町村の条例で定める金額以下の方</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>超過税額 (※変更なし)</p> | <p>(個人) 年額：500 円 (法人) 年額：現行の均等割額の 5%相当額</p> <table border="1" data-bbox="402 1554 1391 1720"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人の超過税額 (5%)</th> <th>法人の現行の均等割額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 千万円以下</td> <td>1,000 円</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 千万円超～1 億円以下</td> <td>2,500 円</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 億円超～10 億円以下</td> <td>6,500 円</td> <td>130,000 円</td> </tr> <tr> <td>10 億円超～50 億円以下</td> <td>27,000 円</td> <td>540,000 円</td> </tr> <tr> <td>50 億円超</td> <td>40,000 円</td> <td>800,000 円</td> </tr> </tbody> </table> | | | 資本金等の額 | 法人の超過税額 (5%) | 法人の現行の均等割額 | 1 千万円以下 | 1,000 円 | 20,000 円 | 1 千万円超～1 億円以下 | 2,500 円 | 50,000 円 | 1 億円超～10 億円以下 | 6,500 円 | 130,000 円 | 10 億円超～50 億円以下 | 27,000 円 | 540,000 円 | 50 億円超 | 40,000 円 | 800,000 円 |
| 資本金等の額 | 法人の超過税額 (5%) | 法人の現行の均等割額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 千万円以下 | 1,000 円 | 20,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 千万円超～1 億円以下 | 2,500 円 | 50,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 億円超～10 億円以下 | 6,500 円 | 130,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 億円超～50 億円以下 | 27,000 円 | 540,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 50 億円超 | 40,000 円 | 800,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>税収規模</p> | <table border="1" data-bbox="402 1751 1078 1818"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>個人</th> <th>法人</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間(平年度)</td> <td>約 5.3 億円</td> <td>約 1.2 億円</td> <td>約 6.5 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 23 年度の森林税収入実績を基準に試算。</p> | | | 区分 | 個人 | 法人 | 計 | 年間(平年度) | 約 5.3 億円 | 約 1.2 億円 | 約 6.5 億円 | | | | | | | | | | |
| 区分 | 個人 | 法人 | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年間(平年度) | 約 5.3 億円 | 約 1.2 億円 | 約 6.5 億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>実施期間 (※5 年の延長)</p> | <p>平成 25 年 4 月 1 日から 5 年間（税導入の効果等を総合的に検証し、5 年後に見直しを実施） (個人) 平成 25 年度分から平成 29 年度分まで (法人) 平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日の間に開始する各事業年度分</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>管理方法等 (※変更なし)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 使途を明確にするため、『長野県森林づくり県民税基金』を設置して税収を管理し、事業の内容等について公表するとともに、事業実施後の成果の検証等を行うため、県民の代表等による第三者機関を設置します。 ・ 法人・個人を問わず、広く県内外から寄附を受け入れます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |